

EPOCH MAKER

えぼっく・めいかー

性暴力を考える Me Too With You



フラワーデモ・東京駅御幸通り 2019/11/11

性暴力やセクシュアルハラスメントなどを告発する# Me Too運動が広がっています。「性暴力」と聞くと自分には関係のないことと思いがちですが、生まれてからこれまで痴漢を含めた性被害に遭わずに生きてこられた人はどれだけいるのでしょうか。

性暴力の現状に目を向け、まずは実態を知り、傷ついた心に寄り添いながら、性暴力をなくすにはどうしたらよいか、私たちは何ができるのか考えませんか。



- ◆ 知っていますか？若者や子どもをターゲットにしたデジタル性暴力
- ◆ 性暴力のない社会へ、刑法の見直しに向けて全国に広がるフラワーデモ
- ◆ CAP子どもへの暴力防止プログラムってなあに？ / 区民企画講座報告
- ◆ パートナーシップ制度を開始しました！
- ◆ DV相談カード&ステッカーリニューアル / WLBフォーラムのお知らせ
- ◆ パパと子どもの料理教室報告 / エポック10情報

P2~3
P4
P5
P6
P7
P8

知っていますか？ 若者や子どもをターゲットにした デジタル性暴力



インターネット上でのみならず（同性・同世代）とのやりとりや、モデルやアイドルといったスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、性暴力に遭う被害が起きています。どのように巻き込まれるのか、被害者支援をしている団体であるNPO法人ポルノ被害と性暴力を考える会（PAPS ぱっぷす）に現状を伺いました。

PAPS（ぱっぷす）では、「性的搾取（※①）に終止符を打つ」ために、リベンジポルノ（※②）、意に反したグラビアやヌード撮影による「デジタル性暴力」、アダルトビデオ業界や性産業に関わって困っている方の相談に対応しています。寄せられる相談を通じて見えてきた性的搾取の実態について調査し、この問題を社会に広く伝え、社会的課題の解決を求めています。

※①性的搾取…有利な立場を利用し、不正に性的な人権を奪い不当に利益を得ること。

※②リベンジポルノ…別れた恋人や元配偶者などが、過去に撮影した性的な画像や動画を不特定多数に許可なく公表すること。

現在、スマートフォンの加速度的な普及と巧妙化する性的搾取ビジネスによって、高校生や中学生からは、児童ポルノ・リベンジポルノなどの相談、AV撮影や性産業は18歳以上であれば従事することができるため、18歳前後を境に意に反してAV出演や性風俗産業に巻き込まれる内容の相談が寄せられています。特に、18歳～19歳の未成年者が、何かの民事的な権利を行使する場合は、法定代理人（親権者）の同意を求められること（＝親に知られるということ）に繋がり、性的搾取の被害を受けた側は、親に知られたくない力が働くため、ターゲットにされやすい年齢といえます。

多くの女性や子どもたち、時には男性ですらも、性的搾取によって心身に深い傷を負いながら、その被害を訴えることができずにいることもわかってきました。



10代の場合

この年代が巻き込まれやすいのは性的な写真の送付要求、盗撮、拡散などのスマホにまつわる相談です。大人には理解し難いことかもしれませんが、以下のような事例がまれではありません。

〈事例〉

SNSで知り合った人から、あなたのことをもっと知りたいから性的な写真を送ってほしいと言われて、自分のことをこんなに気にかけてくれるのに断ると申し訳ない気持ちで、はじめのうちは個人情報特定されないように注意しながら性的な写真をLINEで送ります。LINEのトーク履歴には相談者本人のアカウント情報を含む個人情報も含まれています。それを学校にばらまくと脅され、さらに過激で性的な写真を送らざるを得なくなってしまうという悪循環に陥ります。

被害を受けた子どもは、親に“そんなことをする子ども”と思われてないので、相談することで失望させてしまうことを恐れます。性的な写真を送ってしまった私が悪いのではないかと諦めてしまう場合もあります。

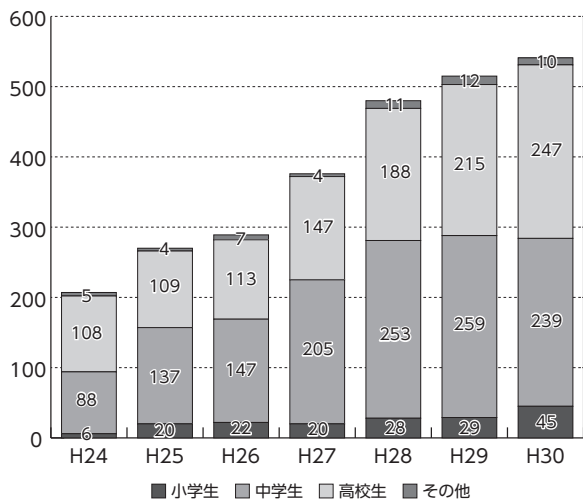
性的な画像を送るように要求する加害者は、相談者の抱えている弱み（社会経験の不足、親思いなど）を熟知していますので、攻略ゲームのように児童の心理を逆手にとって更に性的な写真を送るように言ってきます。

この時期は好きな人や興味がある人との関係や距離の取り方について悩み苦しむ時期です。大人からみると、誰もが通ってきた道でもあります。子どもは、何が



被害になるか、何が加害になるかよくわかっていません。よく自撮り（自ら撮影した写真）して送った側が責められますが、問われるべきは子どもに性的な写真を巧妙に要求した側です。

【児童ポルノ事件】児童が自ら撮影した画像に伴う被害に遭った児童の推移



児童買春、児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違反行為は、「児童の性的搾取」と呼ばれています。子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

【出典：政府広報オンライン】

18歳前後以上の場合

この年齢層からは、性風俗産業やアダルトビデオ産業に巻き込まれて、性暴力被害を受ける相談が多く寄せられます。酷い性暴力を受けても何らかの金銭が伴うと同意とみなされて加害者が免罪されてしまう現状です。

この年代の相談者の場合、“高収入バイト”や商業的なメディアが演出するモデルやアイドルといった“きらびやかさ”を利用して勧誘され、性産業に引き入れられます。外形的には自ら望んでしているかのように見えますが、交渉力の格差、情報の質と量の格差に乗じて不利な立場に追いやられ、出演を余儀なくされる

過程が相談を通じて明らかになってきました。

人は、他人から食事を提供されたり褒められたりした後では、断りづらくなることがありますが、それと同じで、特に若年者の場合には、SNSやスカウトで出会った人と喫茶店でお茶しながら個人的な話を聞いて相談に乗ってもらったときに、恩義や申し訳なさを感じ、断れない状況に陥ります。

AV被害の場合では、AVは男性向けに作られているものであり、女性が被害に遭いやすく相談者は撮影されたビデオがどのように流通拡散するのか知らされていません。たとえAVに出たくないことを伝えても「それって、俺たちのことを差別しているの?」とか「俺たちやこの業界を否定しているの?」と言って、人を差別してはいけないという気持ちを逆手にとって断れないようにする事例もあります。

被害救済や名誉を回復するための法律も無いことから、個人が特定され、不特定多数に知られることによって被害当事者の社会的な不利益、例えば、退学、失業、就労範囲が狭まるなど、生涯賃金の低下による経済的損失の問題もあります。他にも、本番行為と称した性交為によって生じる、妊娠中絶・感染症の治療費（HIV、肝炎ウイルス）、身体的精神的な虐待などによって生じたPTSD治療費もあります。被害者は将来にわたり、これらの金銭的な負担をしなければなりません。大きな社会問題のはずですが、まだ表面化されていない現状があります。

被害者が安心して相談や支援を受けられる体制の整備が必要です。

ぴったり相談窓口

どこに相談すればよいかわからないとき、web上で質問に答えるとぴったりの相談窓口を教えてくださいの相談窓口案内サイトです。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>



団体の紹介・相談窓口

NPO法人ポルノ被害と性暴力を考える会(PAPS ぱっぷす)

リベンジポルノ・性的な盗撮・グラビアやヌード撮影によるデジタル性暴力、アダルトビデオ業界や性産業にかかわって困っている方の相談窓口です。

撮影やお金のトラブル・動画の販売停止・削除などについて、一緒に考えながら事業者と交渉しています。相談していいの?と思うことでも、ご相談をお待ちしています。ひとりで悩まず、解決にむけてPAPSに相談する勇気を持ってください。

一人で悩まずにご相談ください。

相談電話：050-3177-5432
 受付：原則は、24時間365日
 (相談無料、匿名可)
 メール：paps@paps-jp.org
 LINE：paps24
 PAPSホームページ：https://paps.jp

Me Too With you

— あなたは、ひとりぼっちじゃない、私も共にいる —

2020年
3月8日(日)
フラワーデモ
開催!

2019年4月11日、ビルの明かりが輝く東京駅前の行幸通りに、性被害者に寄り添う気持ちを表す一輪の花を手に携え、花柄の服を着て集まった人々の一つの群れができた。その数は約400人。そこには「性暴力をゆるさない」「裁判官に人権教育と性教育を!」というプラカードもあった。呼びかけ人は、北原みのりさん(作家)、松尾亜紀子さん(編集者)等であった。第1回フラワーデモである。

デモの発端は、同年3月に相次いだ4件の性暴力事件の無罪判決にあった。とりわけ、実父が娘に性交を強制し性的虐待をしていたという事案に「無罪」という判決。「納得できない」という疑問と怒りが抗議への行動へと駆り立てた。

安心して訴えることができるデモの場では、性被害をな

かったことにしたくてもできなかった方々が、沈黙を破り次々とマイクを手に取り発言した。女性だけでなく男性の姿もあった。毎月11日に開催されるデモは、回を重ねるごとに各地に広がり、1月に34か所となった。

2017年に110年ぶりに改正された刑法の見直し前の3月まで続けると決め、3月は国際女性デーに合わせて8日(日)に、全国47都道府県での開催を呼びかけている。

4件の性暴力無罪判決のうち3件は、高等裁判所へ控訴されている。これらの判決を覆す上においても、刑法見直しのさらなる改正を要求する上でも、このフラワーデモという日本における独自のMeToo運動を盛り上げ、連帯し、性暴力を決して許さない社会に変えていきたいものである。

9月11日スピーチでは…

伊藤詩織さん(ジャーナリスト)

これまで着ることに抵抗があったという、4年前に被害に遭った時の服(黒いトップス、白っぽいベージュのロングカーディガン、黒いズボン)を着て登壇。何を着ても、どんな格好でも、それは性的合意にはならない。性被害に遭うと、着ている服を理由に「だからいけなかった」と責められることがあってはならない、と訴えた。最後に「今後"私はそれを着たいから"のハッシュタグを作るので、声を寄せてください」と呼びかけた。



2017年の刑法性犯罪の改正で解決されなかった課題

性行為とはとてもパーソナルなこと、大切なことです。誰もが、いつだれと性関係をもつかは自分で決めることができる「性的自己決定権」があります。

同意や対等でない性的接触は性暴力です。決して許されない人権侵害であるにもかかわらず、今の法では被害が認められません。

● 時効がある

性暴力はすぐに訴えることができない人や被害を認識するのに時間がかかることもあるが、時効があるため、強制性交等罪は10年、強制わいせつ罪は7年を超えると罪に問えない。

● 暴行脅迫要件がある

「殺すぞ」と脅されている状況でも激しく抵抗し、裁判で暴行脅迫が立証できなければ罪に問えない。

● 性交の同意年齢が中学生を含む13歳以上である

13歳以上の子どもも、暴行脅迫が立証されないと罪に問えない。

詳細や今後のスケジュールは「フラワーデモ」で検索

フラワーデモ

検索

すぐに
相談

東京都性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤルNaNa)
☎ 03-5607-0799 詳細 <http://sarc-tokyo.org/> 24時間365日受付

キャップ CAP[※]って、なあに？

※ Child Assault Prevention
(子どもへの暴力防止プログラム)



権利が取られた劇を見て、考えます。
権利を守る劇には子どもたちも参加！

CAPとは、子どもが性暴力を含むあらゆる暴力から、自分で自分の身を守るための人権教育をベースにした、参加体験型の予防教育プログラムです。

どんなことをお話しするの？

生きるために必要なもののことを「権利」といいます。みんなには、食べる権利、寝る権利、いろいろとあるけれど、その中でも大切な3つの権利。

あんしん
安心
して

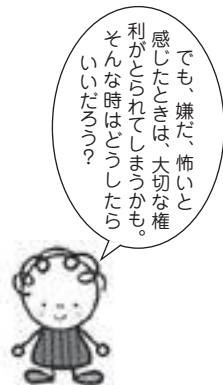
じしん
自信
をもって

じゆう
自由
な気持ち
で生きる

けんり
権利



性暴力の場面では以下のように説明をします



No 「いや」といっていいよ

怖くて「いや」って言えない時もある。いやだと言えずにキスされても、あなたはちっとも悪くないよ！

Go 逃げてもいいよ

※誘拐の劇では、特別な叫び声を練習します

Tell 誰かにお話ししてね
怖い秘密は、守らなくていいよ！

信じてくれるおとなは、必ずいる。信じてくれる人が出てくるまであきらめず話し続けてね！

提供：NPO法人青い空—子ども・人権・非暴力

子どもから相談を受けたら…動揺や否定はせず、まずは子どもの話を最後まで聴き、子どもの言葉をしっかり受け止め、相談してくれた勇気にねぎらいの言葉をかけます。質問は最小限にとどめ、子どもに負担をかけないように、聴き取った言葉は後でメモなどに残しておきます。親やおとなの顔色や様子を見て、証言を変えてしまうことがありますので、まずは専門家に相談しましょう。

事業報告

エポック10区民企画講座2019 男性の育休は義務化しないと取らない？取れない？ ～育休を取る社会に向けて～

【開催日】2019年11月2日(土)午後2時～4時 / 【参加者】16名



会場の様子

男性の育児参加が推進される一方で、育休はまだまだ高いハードルのまま。育休の現状と課題について、穂積勇起さんを講師にお招きした講座を開催しました。講演に次いで、育休をテーマにしたグループワーク。参加者同士がこれまでの経験話をしたり、育児と仕事の関わり方を考える講座になりました。時に笑いも出て、なごやかな雰囲気でした。



講師：穂積勇起さん
(未来子育て全国ネットワーク)



講師と区民企画委員

パートナーシップ制度を開始しました!

～ 性の多様性を受容するまちを目指して～

豊島区は性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていけるまちづくりを目指しています。その一環として、2019年4月1日より、パートナーシップ制度を開始しました。

豊島区パートナーシップ制度とは?

パートナーシップの届出に対し、一方又は双方が多様な性自認・性的指向(※)の2人が、互いを人生の伴侶とし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係にあることを区長が確認の上、パートナーシップ届受理証明書を交付する制度です。

詳細は、下記QRコードより「パートナーシップ制度利用の手引き」をご覧ください。



2020年1月15日
時点で23組の申請
がありました

(※)一般的に「性的マイノリティ」「LGBT」等と呼称されることが多い当事者について、豊島区では「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いて表現しています。

パートナーシップ制度創設記念イベントを開催しました!

「彼らが本気で編むときは、」映画上映 + 荻上直子監督トークショー

(2019年12月7日)

映画上映後、メインゲストに映画監督・脚本家の荻上直子さん、ナビゲーターに一般社団法人 fair 代表理事の松岡宗嗣さんをお迎えし、映画制作の経緯や裏話、海外で生活されたご経験から多様な性に関する海外と日本の違いなどについて、お話をうかがいました。当日は121人の方にご参加いただきました。



相手の性自認・性的指向に関わらず、素敵だと思う人にはどんどん話しかけて友達になってみて。



DV相談カード & ステッカー リニューアル

エポック10では、女性に対する暴力をなくすため、様々な啓発活動や支援機関の紹介等を行っています。女性に対する暴力には、DV(夫・パートナーからの暴力)、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがありますが、その1つが性暴力です。

この度、豊島区ホームページの「男女共同参画」という項目に、「性暴力の被害にあわれた方へ」という情報提供を行うページを設けました。ホームページには「被害にあって間もないとき」と「被害にあってから時間が経過しているとき(誰かに相談・話をしたいとき)」の2段階に分けて、相談できる支援先の情報を掲載しています。エポック10では、この情報をみなさんにもっと知っていただくために、ホームページのQRコードを掲載したステッカーを作り、本庁舎をはじめとした区施設の女性トイレを中心に貼付しています。

また、DVについて無料で相談できる窓口の情報を掲載したカードをリニューアルしました。このカードは、区施設の女性トイレや、だれでもトイレ、一部の医療機関や薬局に設置しています。DVという「身体的暴力」がすぐに思い浮かぶかもしれませんが、「精神的暴力」「経済的暴力」そして「性的暴力」もDVにあたります。例えば、「怒鳴る・バカにする」「パートナーのメールや手紙をチェックする」「生活費を渡さない」…など、もしもあなたやお友達に思い当たることがあり、「つらいなあ」「もしかしたら、これもDV?」などと思ったら、ぜひ相談してほしい。カードにはそのような思いを込めています。

相談は匿名で受けることができます。どうぞお気軽に相談窓口を活用してください。



令和2年3月15日開催！ 豊島区ワーク・ライフ・バランスフォーラム 『人生100年時代に考える「私の幸せ」 ～ライフを充実させる人と人とのつながり～』

豊島区では、誰もが家庭生活と社会生活を両立できるまちを目指しており、その一環として、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会を実施しております。今年度は、「全国子ども食堂支援センター・むすびえ」理事長であり、社会活動家として地域活性化に取り組んでいる湯浅誠さんをお迎えします。人生100年時代を迎えた今、ライフを充実させるためには、どのように働くかに加え、生活の基盤である「地域」とどのように関わりを持つかという視点も大切になってきています。「物に囲まれた経済的な豊かさ」だけではなく、「人と人とのつながりによる豊かさ」とは何かを考え、改めて「私にとっての幸せ」を見つめ直してみませんか？

令和元年度 ワーク・ライフ・バランスフォーラム

日時 令和2年3月15日(日)
10:00～12:00
開催場所 としま産業振興プラザ(IKE・Biz)
6階 多目的ホール
定員 100名
保育 あり(6カ月以上未就学児。要予約、先着順。)
申込方法 電話、FAX、Eメール(裏面参照)でタイトル、お名前、連絡先、保育の有無、フォーラムをお知りになったきっかけをご明記下さい。

【講師プロフィール】 湯浅 誠さん (社会活動家。全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長。)



東京大学法学部卒。1990年代よりホームレス支援に従事し、2009年から3年間、内閣官房社会的包摂推進室長、震災ボランティア連携室長として内閣府参与に就任。2014～2019年まで法政大学教授。法政大学「学生が選ぶベストティーチャー」を2年連続で受賞。「子ども食堂安心・安全プロジェクト」でCampfireAward2018受賞。

エポック10情報

エポック10では、男女共同参画社会の実現に向け、講座、講演会などの開催、情報誌の発行、学習相談、区民や団体の交流の場や機会を提供しています。女性をとりまく問題に関する相談にも応じています。どなたでも、お気軽にご利用ください。

パパと子どもの料理教室

2019年11月10日(日)
「パパと子どもの料理教室～ママは中国式ヨガでリフレッシュ～」を開催しました。

東アジア文化都市イベントの一環として実施し、父と小学生以上の子ども6組が韓国料理を作り、その間母親はヨガを体験し、終了後はみんなで食事をしました。終始和やかで、「家でもトライしたい」「料理をするのは、パパでも良いというのは子どもにとっても良い経験」「男性や子どもが料理をすることの大切さに気づいた」などの感想がありました。



メニュー
・タクコムタン(とりとじゃがいものスープ)
・オイキムチ(きゅうりのキムチ)
・ホトツ(おやき)

性別による差別などでお困りではありませんか？

男女共同参画施策に対する苦情や性別等による差別などの人権侵害について、苦情処理委員(弁護士等)に救済を求めることができます。お気軽にご連絡ください。

編集後記

- ◆「イクメン」という言葉を耳にすることがまだまだ多いですが、いつの日か耳にしなくなることを願いながらオムツを替える毎日です。(W)
- ◆「男性の育休の義務化」や「性暴力・フラワーデモ・児童への性虐待」、現在、話題になっているテーマを考える機会となりました。(chi)

エポック10で行っている相談

一般相談 03(3980)7830

◆月～土曜日の午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)です。面接相談は、事前にお問い合わせ下さい。

専門相談

◆専門相談は、女性の弁護士・臨床心理士・DV専門カウンセラーが相談に応じます。
※すべて予約制(03-3980-7830まで)・無料。DV相談に限り相談日当日午後7時半まで受付。
DV相談以外は、区内在住・在勤・在学に限ります。

相談名	曜日	時間
法律①	第1金曜日	午後1時30分～4時30分
法律②	第3金曜日	午後6時～9時
こころ①	第2水曜日	午後1時30分～4時30分
こころ②	第4火曜日	午後6時～9時
D V	第1水曜日	午後6時～9時

DV(ドメスティック・バイオレンス)相談

DV専用相談 03(6872)5250

◆月～土曜日の午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

豊島区立男女平等推進センター(エポック10)



としま産業振興プラザ
(IKE・biz)3階
エポック10

池袋駅西口から徒歩7分、
メトロポリタン口から
徒歩6分



〒171-0021
豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ3階
TEL: 03(5952)9501 FAX: 03(5391)1015
Eメール: A0029117@city.toshima.lg.jp

◆◆ 開館時間 ◆◆

- ・月～土曜日: 午前9時～午後9時
- ・毎月最終月曜日の前日(日曜日): 午前9時～午後5時
- ※ただし、毎月最終月曜日・祝日は休館です。

【エポック10メルマガ登録】

豊島区公式ホームページ⇒メルマガジン登録募集⇒エポックニュース<配信をご希望のかた>から登録できます。